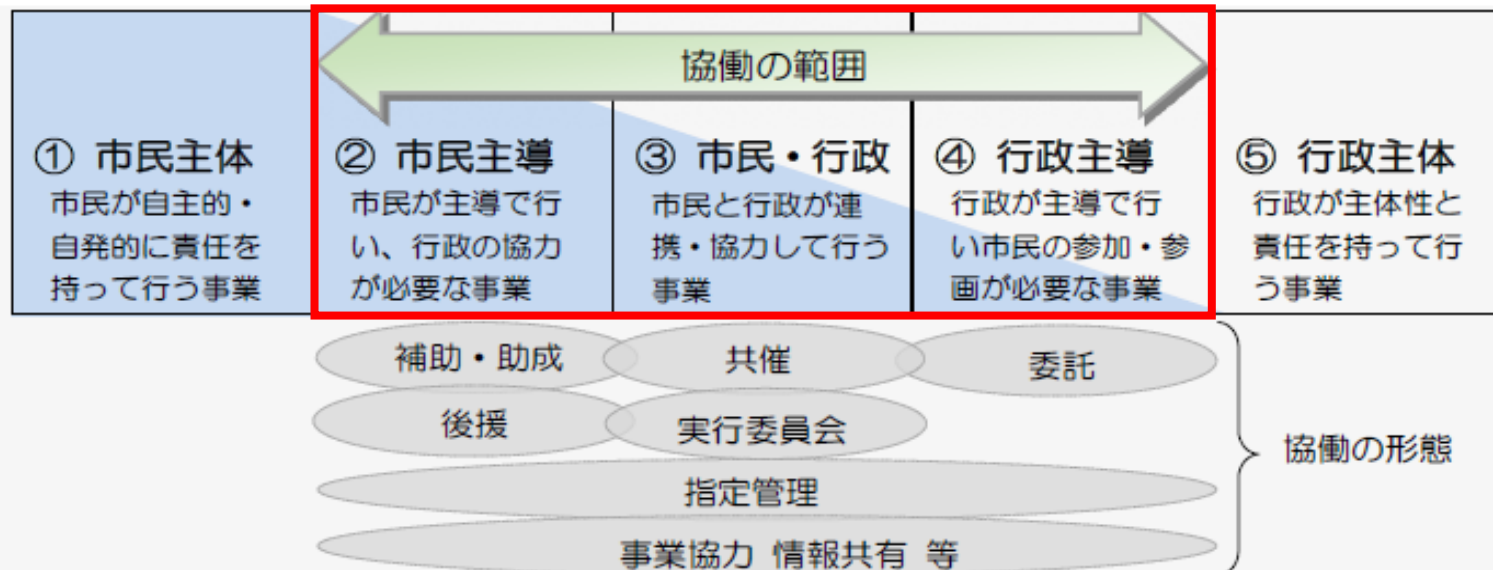


(5) 市民と行政の協働の領域

下図のように、まちづくりの範囲は「①市民主体」から「⑤行政主体」まで考えられますが、このうち重なり合う「②市民主導」から「④行政主導」までが市民と行政の協働の範囲の基本となります。ここでは、わかりやすいように「市民」と「行政」の協働のイメージを掲載しています。

▼「市民」と「行政」の協働の領域

(山岡義典氏「時代が動くときー社会の変革とNPOの可能性」(ぎょうせい)を一部加工しています。)



草津市 第2次 協働のまちづくり推進計画から抜粋

町民（団体）と行政との協働の関わり方は、事業内容によってさまざまです。「各種団体へ補助する」ことは、自由度の高い資金を団体へ提供し、課題解決に取り組んでいただくこととなります。

これらを取りまとめたものが次の「参加・参画、協働事業（制度）調査票（一例）」であり、計画策定後の進捗状況を確認する「施策実施状況報告書」のひな形となるものです。